（様式第５号）

令和　　年　　月　　日

（宛先）山形市長

住　所（所在地）

法人名又は事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　代表者職氏名

**秘密保持誓約書**

　　大郷地区避難場所等検討調査業務公募型プロポーザル参加に当たり、秘密保持に関する次の事項を遵守することを誓約します。

秘密保持事項

１　この誓約でいう秘密とは、文書、口頭その他の方法によることを問わず、山形市が秘密として指定した上で開示される本業務に関する情報で、公には入手できない情報をいい、第三者に開示又は漏洩しないこと。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

⑴　開示された時点で、既に公知となっていた情報

⑵　開示された後、責によらず公知となった情報

⑶　開示された時点で、既に保有していた情報

⑷　開示された後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

⑸　正当な権限を有する第三者から開示を要請された情報

２　厳に秘密を保持するものとし、山形市の書面による事前の承認なくして、第三者（役員及び従業員並びに本業務を委託する事業者並びに弁護士、公認会計士、税理士その他の顧問契約をしている助言者を除く。）に対して、秘密を開示しないこと。

３　山形市の書面による事前の承認なく、秘密が記録された文書及び電磁的記録を複製しないこと。

４　秘密が漏洩することがないよう、山形市から開示された秘密が記録された文書及び電磁的記録並びに山形市の事前の承認を得て作成した複製物（以下「秘密情報」という。）を施錠可能な場所への保管等適切な措置を講じること。

５　本業務の目的の範囲内で役員及び従業員並びに本業務を委託する事業者並びに弁護士、公認会計士、税理士その他の顧問契約をしている助言者に対して秘密を開示するときは、これらの者に対しても秘密を保持させること。

６　秘密を本業務のために必要な限りにおいて利用するものとし、本業務以外の目的に一切利用しないこと。

７　本業務の終了日又は山形市から請求があったときは、秘密情報を速やかに廃棄又は山形市に返還すること。

８　この誓約に定める秘密保持及び利用制限に関する義務は、各秘密の開示を受けた日から発生し、秘密情報の返還後も有効に存続すること。

９　この誓約に違反したときは、違反状態の改善の義務を負うこと。

10　秘密を外部に開示又は漏洩したときは、これに起因する山形市又は第三者の損害の賠償の責に応じること。

11　信義を重んじ、誠実にこの誓約を遵守すること。

※グループで参加する場合は、事業者ごとに作成し提出すること。